

福島第一原子力発電所の廃炉等に係る周辺市町村協定の概要

1. 協定締結日

平成 28 年 9 月 1 日付

2. 協定締結者

福島県知事、11 市町村長*、当社代表執行役社長

*いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、浪江町、葛尾村、飯館村

3. 廃炉等に係る周辺市町村協定の概要

(1) 国の責任、当社の責務（前文、第 1 条関係）

- 国は前面に立ち、廃炉等に取り組む責任があることを明記
- 当社は原子力損害賠償・廃炉等支援機構の支援を得ながら、全社を挙げて安全かつ着実に廃炉等に取り組むことを規定

(2) 施設の新増設等に対する事前説明（第 3 条関係）

- 当社は福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画の変更を伴う施設等の新増設、変更又は廃止のうち、周辺地域住民の線量当量の評価に関係するものについて、原則として福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会（以下「廃炉安全監視協議会」）へ事前説明することを規定

(3) 廃炉安全監視協議会による安全確認（第 4 条関係他）

- 廃炉安全監視協議会は廃炉等に係る安全確保の取組を確認することとし、立入調査、状況確認、措置要求が可能であることを規定

(4) 適切な措置の要求（第 8 条関係）

- 県又は廃炉安全監視協議会は立入調査その他により、廃炉等に向けた取組の安全確保のため必要と認めるときは、措置要求を行うこととし、当社は事故炉の廃炉の緊急性に鑑み、速やかにこれに応ずることを規定

(5) その他

- 当社は廃炉等に向けた取組の実施と相当の因果関係が認められる損害について、県又は町の意見を十分踏まえつつ、原子力損害の賠償に関する法律その他関係法令に基づき、適切に補償又は賠償することを規定（第 10 条関係）
- 当社は廃炉等に向けた取組について、県、町、議会、県民に対して情報公開を行い、透明性を確保することを規定（第 11 条関係）
- 原子力防災対策（第 12 条関係）、放射性物質の排出抑制及び線量低減（第 13 条関係）、作業員の安全衛生対策（第 14 条関係）を規定

以 上